

# 広報 こじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 総務課 電話(018876)代 2100番  
印刷所 湖東印刷所 電話(018876) 2430番 一部 5円  
郵便番号 018-17 毎月1日・15日発行

## 第10回 五城目町教育振興大会 10月3日～五小で開催

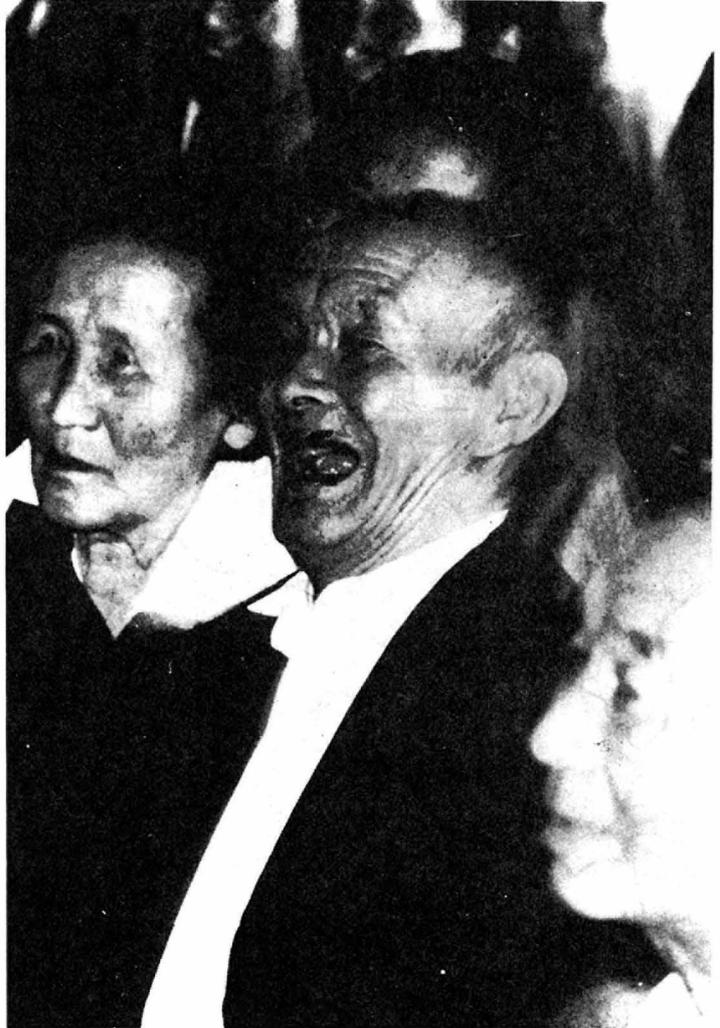
昭和39年から始った本町の教育振興大会は回を重ねること10回、教育の町としての歴史に支えられながら、年々その内容もバラエティに富み充実してきております。残念ながら今まで広く一般の人にその内容が知られておられないのが実情でしたが、今年は広く公開することになっておりますので、多数のおいでを待っております。  
1日時場所 10月3日 午前9時 五小  
2大会対象者 幼児、学校、社会各教育関係者  
3内容①講演「石崎遺跡をめぐる諸問題」講師高橋富雄氏  
②全体会、パネル討議 ③作品展示  
諸先生方の充実した作品は圧巻です。

「お前百まで、わしゃ九十九まで」というオコサ節の一節がある。お互い長生きしたいという人間の哀しい願いが秘められていて、愛唱された歴史も古く長い。去る九月三日、十五日の「敬老の日」を前に、厚生省では恒例の全国長寿寄付を発表した。それによると全国で百才以上が初めて五百人台を突破、五百八十八人となった。今までは四十七年の四百五人が最高であったが、これを百十三人も上回っている。このうちおばあさんが四百二十一人で、おじいさんの九十七人に対して四・三倍となっている。

### 長寿誠に結構 しかし遠い老後の幸せ

平均寿命はいろいろな要素が高い水準を示さないと短命となってあらわれてくる。あと数年で世界一の長寿国スウェーデンに追いつくだろうと予測されているわが国ではあるが、秋田県の場合、そして本町の場合、日本の水準に遠く追いつかない状態であることをふまえて、その原因の究明と対策が必要なのではないでしょうか。

老人福祉もようやく軌道に乗りかかっているが、長寿必ずしも幸せな老後でない例があまりに多い。此の項である「老人の自殺世界」この汚名がその間の事情をよく物語っている。また、農村では農業の基幹労働力が女子が五六%を占め、つまりわが国の農業は、七割までが女子と老人を基幹労働力として構成されておられ、酷使の解消が全国的な共通課題となっている。老後の幸せはまだまだ遠いのか。



敬老会で演芸を楽しむ老人たち。▲

### △広報サロンの秋に思う

大川 伊藤 準一郎  
秋の収穫に夢を託した機械の苗を育て、大きなハ



ウス一ばいの箱苗が緑のジュエターの調剤や水かけ、施肥、農薬の散布と毎日の様に手を加え丈夫にして本田移植をする。

昨年からは始めた機械田植にすっかり自信をつけ何のためらいもなく田植を終えた。耕起から収納するまでに使用する各作業機械の進歩に只々おどろくばかりである。

農業労働力が農外収入を得るために他に移行している事は事実であり、農機具の導入は必然的なものであるが、これに対する出費が如何に多いか考えざるを得ない。集落農場、協業化、委託耕作と色々対応策はあるにせよ今迄はあまり農家に浸透せず、営農指導もさることながら農家自身の自覚も又大切である。春以来の天候が稲作には極めて恵まれ高温多照の地域もあつたが、一般的に大豊作の機械を申し県では、作況指数一〇四を発表した。

ここ数年不良な作柄に低米価と減産政策がしられ、他産業との所得格差が開く一方で、他産業に希望を失いかけてきていたが、今秋は六〇毎一万円台に上ったことは諸物価の高うりと、と雖けくらべてあるが何んとかいけそうな秋である。

わが町の生産目標が六三三〇(一〇五・八四四俵)でありその米代金が一億千円となる。

昨年の九億三千円に比較すれば、あくまで三千万であるが今秋は収入の伸びもかなりあるとみられる。

昭和四十八年九月十七日

# 公告

## 五城目町長 加賀谷力司

### 五城目都市計画用途地域指定案の説明会開催について

土地の高度な利用を図るため、都市計画決定区域内の土地を都市計画法第八条第一項一号の規定に基づいて、この地域は「住居地」、あつこの地域は「商業地」、こちらの地域は「工業地」と言うように土地の用途を定め、それぞれの用途地域に応じた建築物の面積の割合を定めるのが用途地域設定の都市計画です。人口十万以上の都市では、すでに市街化区域、市街化調整区域の線引を済せておりますし、その他の市町村は今年度内に定めるよう国県から要請されております。

地域地区を定める要旨は、それぞれの地域地区の土地の利用目的を定め、その土地利用に適合した公共施設の整備改善を行なうと共に、建物等の配合による、日照採光、風通し境界、騒音等の公害を解消し、快適な生活環境の街造りをするため行なうものです。

幸にして本町は昭和四十五年、五城目町総合開発計画が樹立されておりましたので、この計画を基本として検討を加えてまいりましたが、この程計画案がまとまりましたので法の定めるところにより、下記のとおり説明会を開催しますから、是非ご出席くださいまして将来の街造りに建設的なご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

なお用途地域は下記図面のとおり

ですが、用途地域外にお住いの方でも、当該地域内の土地建物等に権利のある方もおと思ひますし、個人毎に通知をした場合通知もれのおそれもありますので、全世帯に配付される町広報に公告した次第です。

### 記

- ・九月二十四日 午後二時  
五城目、面潟、西野 五城目公民館
- ・九月二十五日 午後七時  
広ヶ野、希望ヶ丘、下山内  
下山内公民館
- ・九月二十六日 午後七時  
高崎 馬川公民館
- ・九月二十七日 午後七時  
上樋口 上樋口公民館

### 五城目都市計画用途地域案に係る公聴会開催について

昭和四十八年九月二十四日から昭和四十八年九月二十七日まで、説明会を開催した五城目都市計画用途地域案について、都市計画法第十六条に基づき公聴会を開催するため、五城目町都市計画公聴会規則第三条の規定により公告する。

- 一、公聴会の日時  
昭和四十八年十月五日 午後二時
- 二、公聴会の場所  
五城目町役場 第一会議室
- 三、定めようとする都市計画用途地域指定
- 四、意見書の提出期限  
自昭和四十八年九月二十五日  
至昭和四十八年九月二十九日

## 五城目都市計画街路網図



# 用途地域設定

## 快適な生活環境作りをすすめる

◆五城目都市計画用途地域指定案  
騒音、悪臭、日かげなどによつて生活環境が悪くならないよう、ここが住宅を建てる所、あそこが商店街、こちらは工場地帯とそれぞれ地域の特性により、用途を定めるのが都市計画による用途地域の設定といひます。

用途地域に建物を建てるときは用途の目的にそつういろいろな規制されていますが、これは住みよい文化生活を営むためのものです。

町では最近の建物の実態や、将来の生活環境などを考えて、都市計画区域内の市街地、又は近い将来市街地となるような地域に用途を定め、一層魅力のある街づくりをするための作業を進めておりますが、この用途地域の決定は重要な計画であり、皆さんの貴重なご意見を充分に反映するよう説明会、又は公聴会を開きご協力いただきたいと思つています。

◆守りやすい建べい率に(土地に對する建坪)  
建物を敷地いっぱい建てることには密集した市街地ができることになりまふ。そのままにしておきますと、住宅は日かげとなり風通しも悪く、不衛生な街となるばかりでなく、災害が起きたときは大変危険な状態になります。したがつて建物を建てる時にはお互いに敷地の中に必ずある程度の空

地を確保しなければなりません。そこで用途地域の目的に応じた適正な建べい率を定め、みなさん

のご協力で絶対に違反建築のない

ように良好な市街地環境をつくらなければなりません。

建べい率は、建て坪(建築面積)÷敷地面積で計算されます。車庫や面置の面積も建べい率のなかに含まれます。

◆容積(体積)の限度が定められる建物の床面積(容積)が大きすぎるとは道路などが足りなくなり交通渋滞、駐車難などひき起す原因となります。

また日かげができたたり、採光、通風、開放感などが保たれなくなり、暗いこみこみした街になります。そこで用途地域のすべてに、その地域の特性に応じた建物の容積率の限度が定められました。

容積率は建物延面積÷敷地面積で計算されます。

◆定めようとする用途地域の内容  
第一種住居専用地域  
一般的な住宅地としての良好な環境を確保するための地域です。

建物の高さは十メートル以内とされています。建べい率の限度は十分の三、十分の四、十分の五、十分の六のうちから地域の性格に応じて定めることになっております。本町は十分の五を予定しております。容積率の限度も例一に例示してあります。

十分の八、十分の十、十分の十五、十分の二十としてあります。この場合制限がきびしいほど一般に良い環境が確保されます。本町は十分の八を予定してあります。また第一種住居専用地域に限つて、敷地の周囲に空地を確保させて、日照問題や、隣地相互の境界紛争などを未然に防止する対策として、隣地境界線から建物の外壁をメートル以上後退させることとしてあります。またこの地域の中では、工場や風俗営業施設などの建物は禁止されますが、生活の利便を確保できるよう日常生活に必要な一定規模の店舗併用住宅、小、中学校、診療所などの建物は建てられます。

住居地域 主として住居の環境を保護するための地域ですが、小規模な作業場やパチンコ店、ボーリング場、ホテル旅館などの建物は建てられます。建べい率の限度は十分の六で容積率は十分の二十になります。

近隣商業地域 周辺の住民に対して日用品を供給する商業などの利便を増すための地域です。この地域では一般の工場や、劇場、キャバレー、トルコ風呂などの建物は建てられません。が、店舗、事務所などは小規模な工場も建てられます。建べい率の限度は商業地域と同様で十分の八で容積率は十分二十となります。

商業地域 銀行、事務所、百貨店映画館、料理店などの各種の商業業務施設が集まる地域です。

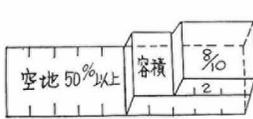
建べい率の限度は十分の八で容積率は十分の四十、十分の五十、十分の六十のなからその地域の性格に応じて定められています。本町の場合には十分の四十としました。

準工業地域 主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増すための地域です。この地域の中では、とくに公害の発生のおそれのある工場や危険物を扱う工場を除いてはほとんどの用途の建物が建てられます。建べい率の限度は十分の六で容積率は十分の二十になっています。

工業地域 主として工業の利便を増すための地域です。この地域では、工場などの建物については、住宅、店舗、娯楽施設などは建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられます。建べい率の限度は十分の六で容積率は十分の二十です。

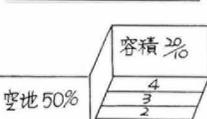
(図-1) 建べい率と容積率の関係 例

第一種住居専用地域 { 建べい率 5%  
容積率 3% } 本町の場合  
建べい率の限度 5% の建物と建てる場合  
1階建と2階の一部が建ちます

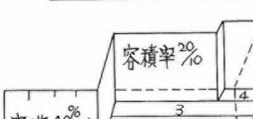


近隣商業地域 { 建べい率 8%  
容積率 4% }

商業地域 { 建べい率 8%  
容積率 4% }  
建べい率の限度 8% の建物と建てる場合 5階建まで



住居、準工業、工業地域 { 建べい率 5%  
容積率 3% } 本町の場合



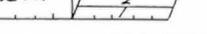
商業地域 { 建べい率 8%  
容積率 4% }  
建べい率の限度 8% の建物と建てる場合 5階建まで



工業地域 { 建べい率 5%  
容積率 3% } 本町の場合  
総4階建を建てない場合  
空地は50%必要



商業地域 { 建べい率 8%  
容積率 4% }  
総8階建を建てない場合  
空地は50%必要になります



# 磯ノ目地区土地区画整理事業

## 区域内の権利者各位に告ぐ

●未登記権利の申告をしましよ  
磯ノ目地区土地区画整理事業を施行する地域内の土地には、それだけの権利が存在していることと考えられます。これらの権利のうち登記してあるものは登記簿調査でわかりますが、登記していない権利については関係各位からおしえていただかないことは知ることができませんので、未登記の総ての権利について皆さんから申告していただき権利を認めることに定められております。

お問い合せ下さい。  
いづれ権利が認められない場合は選挙権、被選挙権もなくなりますし、公的に換地に権利を移行することもできませんので、申告は定められた期間内に済ませるようして下さい。  
この申告期間は事業決定公告(五城目広報に掲載)の日から二十一日の日のまでです。町公告に気を付けてください。

「被保険者証」と交換で交付します。各家庭で大切に保管し九月三十日に交換出来ますよう準備しておいて下さい。現在使っている以前の古いものも全部出してくださるようお願いいたします。  
今度の新しい「被保険者証」の有効期限は五十年九月三十日までとなっておりますが、最近紛失等による再交付申請者が多く見られますので、有効期間中使用出来ますよう大事に使用願います。  
なお被保険者証以外のものも異動等ありましたら「被保険者証」に「印鑑」等持参の上、直ちに役場窓口において異動の手続きをしいつも正しい被保険者証で健康管理に努めてください。

### 国民健康保険「被保険者証」

#### 十月一日から更新されます

四十七年四月一日から使用していた国保の「被保険者証」は、この九月三十日に有効期限が切れ、一月一日から無効になりますので、九月三十日に新しい「被保険者証」と更新いたします。新しい被保険者証は各町内、部落の保健指導員等を通じて、現在使用中の「被

保険者証」を見もらって、たしかめていただくことになっております。も、資格があつても登録されてないときは、縦覧期間中に異議の申し出をすることが出来ます。選挙管理委員会での申し出が正しいと決定したときは、選挙人名簿に追加登録をします。

### <明正選挙推進>

## これだけは知っておこう 選挙のちしき



#### ① 永久選挙人名簿

選挙人名簿に登録されますと、他の市町村の区域に住所を異動しない限り、永久に据えおくことになります。また、この名簿が各選挙に用いられます。市町村の選挙管理委員会は、次の場合に新しく選挙人名簿に登録します。

#### ② 臨時登録(選挙時登録)

選挙を行なう場合に、その選挙を管理する選挙管理委員会が定める現在日、新しく資格のあるかたを選挙人名簿に登録します。(但し九月一日から九月十五日までの間に選挙が行なわれるときは登録日を変更します)

#### ③ 選挙人名簿に登録される資格

選挙人名簿には、市町村の区域内に住所がある年令満二十才以上の日本国民で、住民票が作成された

日(他の市町村から転入届出をした日)から引き続き三月以上、市町村の住民票に記載されています。住民票により自動的に登録されます。住民票に記録されるためには、住所を異動するとき必ず転出証明書をもって転入する市町村長に届出をしなければなりません。この手続をしないと、選挙人名簿に登録することができません。

#### ④ 選挙人名簿を縦覧期間中にたしかめましよう

九月一日現在で資格のある方を名簿に登録したときは、九月十一日から九月十五日までの間、また選挙があるとき新しく資格のあるかたを名簿に登録したときは、そのとき定めた期間に登録したかたの氏名、住所および生年月日を記

載した書面を見もらって、たしかめていただくことになっております。も、資格があつても登録されてないときは、縦覧期間中に異議の申し出をすることが出来ます。選挙管理委員会での申し出が正しいと決定したときは、選挙人名簿に追加登録をします。

#### ⑤ 転出して四力月には名簿を抹消します

他市町村へ転出して四力月を過ぎますと、もとの市町村では転出したかたを名簿から抹消します。住所を異動して、いつまでも転入の手続をしないと住民票に記録されず、どちらの市町村も選挙人名簿に登録できないことになりますから住所を異動したときは早く手続をしなければなりません。

### 集会所等(民間施設)の一部改修 事業費に対する補助金交付基準

町費補助規則(昭和三十一年十二月十七日規則第十六号)の規定に基づき、これを実施するため補助金の交付基準を次のように定める。

一、補助金の種類  
老人集会所整備事業費

二、補助金の交付目的  
部落集会所等民間施設を老人のためにレクリエーションの場として改修する事

三、補助事業の種類  
民間施設整備事業

四、補助対象者  
町内、部落

五、補助金等の率又は額  
補助の率 二分の一以内  
限度額 増築：四十万円  
改造：二十万円

六、施行期日  
この基準は、昭和四十八年六月一日から施行する。

七、制度の継続期間  
この制度の継続期間は昭和四十八年六月一日から昭和五十一年三月三十一日迄とする。

今般山振補助事業工事及び町早土木工事の入札を行い下記のとおり工事

施行が決定いたしましたのでお知らせします。

#### 記

工事名	場所	内容	契約額	請負者
山振事業 中屋敷橋 下部工工事	馬場目 中屋敷	L 44M W 7M 高台 2 脚 1	7,915,000円 48,12.25	小林組 小村建設 今村建設
広ヶ野線側溝改良工事	希望ヶ丘	U型蓋付 177M	1,150,000円 48,9.30	高千建設 小南建設 金野房
高千線	高田	U蓋型 150M	480,000円 48,9.10	高千建設 小南建設 金野房
岩城住宅	岩城町	U型 175M	520,000円 48,8.31	高千建設 小南建設 金野房
杉沢線	杉沢	U蓋型 407M	660,000円 48,9.10	高千建設 小南建設 金野房
中村線	中村	U型 231M	450,000円 48,9.30	高千建設 小南建設 金野房

コミニティ

県単モデル・コミニティ地区に指定される

— 富津内地区 —

国が昭和四十六年度から進めているモデル・コミニティ施策に呼応して、県では昭和五十年年度までに全県六十九市町村全部について、一市町村一ヶ所ずつの県単独自のモデル・コミニティ地区を設定する目標を進めておたところ

このほど六月一日付をもって本市の下山、上山内、富田、八田、黒土、小倉の六集落が一つのモデル地区として指定されました。

一、コミニティとはどんなことか。

近隣社会とか、生活連帯社会、地域連帯社会とかいう解釈されていますが、あえて定義づけるとすれば「住民生活最優先の立場

国民年金

高額年金で明るい老後を

国民年金の所得比例制度は、被保険者の「より高い保険料を納めて、より高額な年金を受け取りたい」という強い要請にこたえて設けられたものです。

この制度は、定額保険料五百五十円のほかに所得比例保険料三百五十円を掛ける、その掛け期間に応じて、一定の額が上積みされた年金が支給されるものです。

三、近隣社会は、住民の生活の基地であります。

マイホーム主義という言葉に象徴されるように、他人にわずらわされずに自分だけの生活を築きむという傾向は、ますます強くなってきています。が、仮りにこのこと

で個人の生活が守られたにしても住みよい地域社会は、地域共通の問題を考えずしてあり得ません。

四、個人では解決できない地域共通の問題は解決できなありません。

(イ) 公害や交通事故など、日常生活がおよびやせられておられないか。(ロ) ゴミやし尿処理問題が円滑になされているか。

(ハ) 道路、河川などの清掃、自然環境の保全、緑化の推進など生活環境の保全がなされているか。(ニ) 健全な青少年の利用施設が整備されているか。

に伴う生活水準の上昇にあわせて増額されますので、非常に有利な制度です。

加入手続は、役場の窓口で備える「所得比例制加入申請書」に簡単な事項を記入し、窓口で提出するだけです。

また、所得比例制に加入したときの五分の保険料は、定額保険料五百五十円と所得比例保険料をまとめた九百円となっています。

老後を過すやうに豊かになる、加入手続などわからないことがありましたら、住民課担当係におたずねください。

これらすべては、地域住民の話合いの中から解決してゆかなければならない問題であり、そのようにな相互の人間性の回復をはかることに真のコミニティ施策の目的があります。

五、コミニティ育成にあつての課題

コミニティづくりは、「住民が目下のことを、自らの力で自らが行う」という原点に立つて行うことになるが、新しい創造への芽生えをどう育てるかはやはり、行政の積極的な指導援助も必要となり

勿論必要によっては、基準に応じた補助金、借入金等の財政的な援助もされますが、いづれにしてもコミニティの真髄は「下意上達」の姿勢と活動の中で人の輪と心の和を醸造することであること

から、行政主導型であってはならないとされています。

六、コミニティ活動を進める今後の計画

各人の心の交流を深めながら、先ず地域住民の話し合いの機会を数多くつくり、多からこの趣旨を認識していただき、地域ぐるみで自主的に、住みよ・環境で明るく楽しいつきあひのできる幸せな生活を築くための軌立を樹立することになります。



花だんの手入れ

花だんは、春から秋まで次々と花が咲いて人間の生活にうるおいを与えてくれるので、町では春から、花いっぱい運動をすすめておられますが、咲く花の種類は異つても手入れの面ではあまり変わらないのでその管理についてお知らせします。

● 水 かけ 特に夏は大切で午前中に行うようにする。それも少しではなく一度に充分に根にしみわたるだけかけて下さい。

● 肥 料 植付前に有機質肥料、例えば堆肥、鶏糞、油かすなどを施してお

● 草 取り 春から夏にかけて行すが、特に秋は雑草のタネが実をむすばないうちに取り除くようにする。

● 中 耕 草取りをかねて軽く株間を中耕して土を軟かにする。

● 芯つみ、整枝 伸びすぎを防ぎ、分枝を多く出

させ花付をよくさせるため生育の必要とする時期に適宜行う。又咲き終わった花の残がい、枯葉、貧弱な株、病気や虫害で見苦しい株などは適宜取除くようにする。

● 病虫害の防除 病原菌にウドン粉病やサビ病の発生が多いので、石灰ボルドウ液の三〜六斗式を散布する。炎天下にアケケラム、マリゴールド類や伊吹、植柏、ツツジ類にダニ類の発生がみられるので予防駆除にはケルセムエカチン剤を適量にうすめて散布すること。

● 一般的にウドン粉病や青虫にはマラソン乳剤を薄めて散布して下さい。その他防除薬は農薬店に相談して購入すること。

● 秋まき草花の例 来年の花を美しくするため

● 矢 車 草 九月中旬から十月下旬までが、まきどきで、本葉四〜五枚頃十八cm間隔に定植する。

● ルビナス(上り藤) 日当たりがよく、排水の良好な、よく肥えた土で、酸性土でない所が適しています。九月〜十月にまきますが、移植を嫌うので直接にします。間隔は三〇〜五〇cmに三〜四粒まきます。元肥を充分与えておけば順調に生育します。



老後の年金は

ささえて 春から夏にかけて行すが、特に秋は雑草のタネが実をむすばないうちに取り除くようにする。草取りをかねて軽く株間を中耕して土を軟かにする。伸びすぎを防ぎ、分枝を多く出

